

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター
☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	

◇9・11月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

*法律相談は予約制。月初めから受付。
無料での相談は一人1回です。

行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二
(忠海中町) ☎ 26-0607

人権相談

差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する相談を受け付けます。

日時 8月19日(水) 9時～12時

場所 人権センター

問い合わせ 広島法務局東広島支局
☎ 082-423-7707

高齢者総合相談・介護家族相談

相談内容	曜日	時間
高齢者総合相談	月～金	8:30～17:00 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま（中央2-4-3）
9時～18時

※8/13～16は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原
☎ 22-9102

出張年金相談

日時 8月12日(水) 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

※出張年金相談は予約制です。

※相談日前々日の正午までに要申し込み。

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 毎週水曜日 9時15分～12時、13時～16時

場所 広島県東広島庁舎1階
(東広島市西条昭和町13-10)問い合わせ 西部地域県民相談室東広島支所
☎ 082-422-6911

消費生活相談室便り

「無料点検」に応じたら…高額な配水管工事にご注意！



〈相談事例〉

1週間ほど前に「無料で配水管の点検をする」と業者が訪ねてきた。無料ならと見てもらったところ、配水管の一部が割れている写真を見せられたため、工事契約を結んだ。

ところが工事当日、「水漏れがあり、隣の家まで水が行っている」と別の工事も勧められ、合計で70万円を請求された。

値引きで50万円になったが、よく考えてみれば不要な工事だったのではないかと、思うので解約したい。

〈アドバイス〉

このように突然訪問して消費者の不安をあおり、工事の契約を結ばせる手口は「点検商法」と呼ばれています。安易に業者を家に入れないようにしましょう。

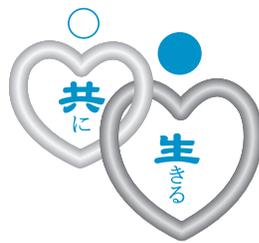
一度契約すると、次々と別の契約を迫られるケースもあります。訪問販売の場合、8日を過ぎるとクーリングオフはできませんが、契約書に不備があったり、セールストークにうそがある場合は、契約後や工事完了後でもクーリングオフや契約の取り消しの主張が可能です。あきらめず、ご相談ください。

なお、住宅関連のトラブルについてはこのようなリフォームトラブルのほか、欠陥住宅やシックハウスに関するものもあります。

専門性の高い内容については専門家のご紹介も可能ですので、お気軽にお問い合わせください。

相談窓口

おかしいな、困ったなと思ったら、消費生活相談室にご相談ください。☎ 22-6965



子どもたちを守るために

「虐待」とは

「虎が牙をむくように、むごく取り扱うこと。【出典：語源辞典】」これは、虐待の様を表した言葉です。

「虐待」には、①子どもに対する虐待（児童虐待）、②配偶者等に対する暴力（DV）、③高齢者に対する虐待、④障がい者に対する虐待があり、その対象は社会における弱い立場にある人に集中しています。

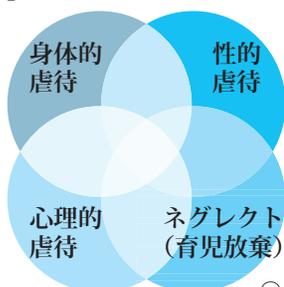
その中でも児童虐待は、小さな子どもにとって身近で最も信頼すべき大人から受けるものが多く、絶対に許せない行為です。より小さな子どもたちは、身近な大人たちから受ける「虐待」を、それが当たり前だと受け止め、その場から逃れる方法を知りません。じつと我慢して耐えていることしか出来ない「つらく悲しい出来事」なのです。

子どもたちへの影響

「虐待」を受けた子どもは成長過程において、深刻な影響を受けます。発育・発達の遅れなどの身体症状や情緒不安定・感情抑制・強い攻撃性

子どもの虐待とは？

- なぐる、ける、首をしめる
- 病気やけがをさせる
- 戸外に締め出す、室内に拘束する
- タバコの火を押し付ける
- 激しく揺さぶる など
- 言葉によるおどし、脅迫
- 無視したり、拒否的な態度を示す
- きょうだい間での差別的扱い
- 子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV） など



- 子どもへの性交
- 性器や性交を見せる
- 性的行為の強要
- ポルノの被写体にする など
- 食事を与えない
- ひどく不潔にする
- 病気やけがでも病院に連れていかない
- 保護者以外の同居人による虐待を放置する
- 子どもを遺棄したり、置き去りにする など

児童虐待の分類

「児童虐待」は大きく4つに分類することができ（左図）、複雑・複合的に絡み合っているのが現状です。

などの精神症状、他者とのコミュニケーションがうまくとれず、さまざまな問題行動を引き起こすこともあると言われていきます。虐待は、将来にわたって子どもの心身の成長及び人格形成に重大な影響を与えかねない行為なのです。

虐待の背景と通告の義務

児童虐待が起こる背景には、保護者や子どもの身体・精神的状況や生活環境等の要因が絡み合っており、とされています。要因がいくつも重なる状況にある場合は、より深刻な精神状態になり「叩いてはいけない」と思いながらも「叩いてしまう」等の状況も起こり得ます。追い詰められた気持ちを救うために一人で悩まず早期に相談することが必要です。また、「虐待」に気づいた人は「児童虐待防止法」により通告することが義務付けられています。通告する

ことで、周りの人たちがいち早く気づき、子どもの生命を守ることにつながります。

子どもは家庭のみならず、地域社会の中で支え合いながら育まれるものです。子育てに悩んだ時には、また、悩む人に気づいた場合は専門機関へご相談ください。

子育て・児童虐待の相談窓口

- 竹原市家庭児童相談室
- 広島県西部子ども家庭センター
- ☎ 082125410381
- ☎ 2213544

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間

虐待や差別など、様々な人権問題を積極的に把握し、問題解決の援助をするために、人権相談所を常時開設しています。

9月7日（月）から9月13日（日）までを全国一斉強化週間とし、相談時間を延長します。

電話相談 0570-003-110

相談時間 8時30分～19時

※ただし、土・日曜日は10時～17時

実施機関 広島法務局・広島県人権擁護委員連合会



「人権のまち竹原」市民研究集会

日時 8月23日（日）13時30分～15時

場所 勤労青少年ホーム3階軽運動場 ※入場無料

テーマ 『表現の自由と「人を傷つける発言・行動」とは…～ヘイト・スピーチの実態とは何か～』

講師 ^{キム}金 ^{サンギョク}尚均さん

講師プロフィール

龍谷大学法科大学院教授。著書『ヘイト・スピーチの法的研究』、『危険社会と刑法』、『ドラッグの刑事規制』

問い合わせ 人権センター ☎ 22-3726